

名古屋市教育委員会定例会

令和 2 年 4 月 30 日

午前 10 時 00 分

大会議室

議 事

日程 1 請願第 1 号、第 2 号 請願審査について

日程 2 第 1 号議案 令和 3 年度使用教科用図書採択基本方針

日程 3 承認第 1 号 令和 2 年度一般会計補正予算に関する専決処分について

出席者

鈴木 誠 二 教育長

西 淵 茂 男 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

教育次長始め、事務局員 9 名 ※傍聴者 3 名

(鈴木教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

(鈴木教育長)

これより、日程第 1「請願審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上 5 分以内で陳述を許可したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

それでは、請願第 1 号及び第 2 号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。

(鈴木教育長)

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5 分以内で行うようお願いいたします。それで

は陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

(鈴木教育長)

以上で、口頭陳述を終了します。

両請願は同じ方からの請願となりますので、一括して議題といたします。

まずは事務局からの説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第1「請願審査」についてですが、2件の請願、どちらも教科書採択に関するものであることから一括してご説明させていただきます。

請願項目は、「来る7月の教科書採択に際して、育鵬社の「歴史」教科書の採択を求めるもの」でございます。

令和3年度使用中学校教科書歴史分野につきましては、教科書目録に掲載されたものから、教育委員会での審議を経て採択される予定でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようです。

では、本請願の取扱いについてであります。教科書の採択につきましては、今後、教科書目録に掲載されたものの中から議論をして決定するものでございますので、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

では、次に日程第2第1号議案「令和3年度使用教科用図書採択基本方針」について、を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(藤好指導室長)

それでは、第 1 号議案「令和 3 年度使用教科用図書採択基本方針」についてお願いいたします。

はじめに、「1 令和 3 年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針」についてでございます。

本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』に基づきまして、毎年、8 月 31 日までに「種目ごとに一種の教科用図書」を、教育委員会で採択することとなっております。

本年度は、次期学習指導要領の教育課程実施に伴う中学校の教科用図書の採択の年度となっております。

したがいまして、令和 3 年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針につきましては、(1) 小学校用教科用図書は、令和 2 年度と同一のものを採択する。

(2) 中学校用教科用図書は、種目ごとに 1 種のものを採択する。(3) 特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する。(4) 特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する、ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は採択したものの中から選ぶものとする。という方針を考えております。

続きまして、「2 令和 3 年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針」についてお願いいたします。

義務教育で使用する教科用図書の採択とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。

高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。従いまして、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を採択するために、議案 2 (1) にお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。

以上、ご審議を賜りますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 2「令和 3 年度使用教科用図書採択基本方針」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

では次に、日程第3承認第1号「令和2年度一般会計補正予算に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村企画経理課長)

「令和2年度一般会計補正予算に関する専決処分について」をご説明いたします。

予算のうち教育に関する事務に係る部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして教育委員会の意見が求められるものでございます。この際、緊急処理の必要がありかつ委員会を招集する暇がないと認めるときは教育長等専決規則第1条第3項に規定により専決することが可能であります。

専決処分した場合、次回委員会にその事由及び処理状況を報告し、承認を求めるものとされております。

次のページをお願いいたします。今回お諮りいたしますのは、特別支援学校スクールバスの増車についてでございます。本件は令和2年4月24日行われました名古屋市議会の4月急施臨時会で補正予算案を提出する必要があったため専決処分を行ったものでございます。

「(1)趣旨」にございますとおり、特別支援学校スクールバスを増車し、1台あたりの乗車人数を減らすことにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るものでございます。

「(2)内容」でございますが、現在15台体制で運行しているスクールバスに加えて、さらに15台のバスを増車し、乗車人数を半減させるものでございます。

当該予算につきましては、令和2年4月24日に名古屋市議会で議決を得ております。市議会に提出した予算案の中では、運行期間を学校再開予定日としておりました5月11日から10月末として予定しておりましたが、市議会の議決後に学校の臨時休業延長が決まりましたため、今後、学校の再開時期に合わせて運行期間などについて調整する予定でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、「令和2年度一般会計補正予算に関する専決処分について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

議事にはあげてございませんが、ここで1点皆さまにお伺いしたいことがございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、全都道府県に緊急事態宣言が出されているほか、愛知県は特定警戒都道府県として政府より指定されており、5月6日までの間、不要不急の外出の自粛や地域内の移動の自粛などが求められているところでございます。さらに報道によれば、この緊急事態宣言が延長される可能性があります。

教育委員会を開催することについては、定例会を開催することが会議規則に規定されていることもあり、委員の皆さまには職務として出席をお願いすべきところではありますが、社会情勢を鑑み、緊急事態宣言が延長された場合には、定例会の開催について、この規定にとらわれずに検討したいと考えておりますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、状況をみながら、5月以降の定例会につきましては、改めてご相談させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

これで、本日予定の案件は全て終了いたしました。

教育委員会定例会を終了いたします。

午前10時15分終了